

保育所実習指導における保育現場の現状と課題

畠田 弘子

愛知教育大学大学院教育学研究科 発達教育科学専攻幼児教育領域

Current Status and Issues of Practical Training Guidance at Nursery Schools

Hiroko SHIMADA

Graduate student, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

1 問題と目的

保育者養成において、様々な制度が改正（変更）されていく中で、保育実習実施基準¹⁾の保育実習の目的は、一度も変更されることなく「保育実習は、その習得した教科全体の知識、技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用能力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させることを目的とする」と示されている。保育実習の目的は、変わらずとも、保育実習の履修方法は、求められる保育者の資質の向上に向け、その時代の背景とともに変化している。

保育士養成において、2015年から保育士養成課程等検討会²⁾で、様々な議論がなされている。現在では、その課題の一つとして、保育実習において、養成校と保育現場の協働的な関係が望まれている。しかし、保育現場では、求められる保育ニーズに応えるために日々の保育に追われ、実習指導に対する重要性や必要性を感じながらも、保育実習指導の手立てもない中、不安や困難感を抱えている。増田³⁾は、保育実習指導と保育者のキャリアアップを関連付け、実習指導に携わることが、保育所保育士としての専門性を高め、キャリアアップがなされると述べているように、保育者としてのスキルアップを保育実習指導という側面から考える意義に触れている。保育実習指導が保育者の専門性を高め、質の向上にも寄与されることが期待できる。これらのことから、保育所の保育実習指導の体制の整備が喫緊の課題であることが示唆される。

保育現場にとって大きな変革となったのは、2015年に施行された子ども・子育て支援新制度⁴⁾である。この制度は、様々な子育てに関する問題に対処するために、幼児期の教育・保育や学校教育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を目指してつくられた制度で

あり、具体的には待機児童の問題や地域から孤立して子育てに悩む保護者問題の解決を目的として、就園前の乳幼児を含めた保護者への子育て支援を行うための施策である。これらの施策に対応するため、様々な施設の形態や子育て支援が打ち出され、保育の多様化が可視化されることとなった。社会的にも保育が話題となることが多くなり、幼児教育に対する関心も高まっている⁵⁾。このような乳幼児の教育・保育のニーズの高まりとともに、様々な保育現場等の増加により、保育者の確保が大きな課題となっている一方で、保育の質の確保も注目されている。保育の質の確保は、保育者自身の資質でもあり、保育職に就いてからではなく、養成の段階で質の高い保育者の養成を目指すことが求められている。保育の現場・職業の魅力向上に関する報告書⁶⁾では、「保育の現場・職業の魅力向上の具体的な方策」として、令和元年度の養成校の卒業生に関する調査研究で、卒業して一般職に就いた学生の約4割が、「保育所における実習で保育をすることに自信を持てなかったから」と回答していることから、保育所での実習指導における質の差を改善し、実習等を通じて、保育士としての責任感と使命感を育て、自らの職業にする決意を固めてもらえるように、養成校における実習指導者と実習生を受け入れる保育所において、実習指導の責任者となる保育士への共通研修を推進（開始）すると示されている。

これらのことから、保育現場における保育実習の質の向上と保育実習の質の差の改善が求められている。しかしながら、実際には、保育現場の保育者たち自身が、どの程度、これらの課題を把握し、指導体制の確立の意義を感じているだろうか。保育現場では、保育の多様なニーズに応えるべく、保育の質より量といった保育現場となっていることが多く、先に述べたよう

に、保育者確保のための様々な国の方策の効果が待たれる。このような現状の中で、保育実習実施基準に当初から示されている養成側と保育現場の緊密な連携の必要性から言えば、保育現場とともに、保育実習指導体制の整備について、考えていく必要があるのではないだろうか。

本研究では、保育現場における実習指導体制が整備されてこなかった要因を探ることを目的とする。そのために方法として、3点に着目した。

1点目は、保育現場における保育所実習指導に関する先行研究に着目した。2点目は、保育現場の保育実習指導を取り巻く制度的な変遷を俯瞰する。3点目は、対人援助職である看護師・介護福祉士・社会福祉士の実習指導者講習会に着目し、保育士と他職種との比較から見えた実習指導体制の課題を整理する。

2 保育現場における保育実習指導の動向

2.1 保育実習指導者に関する先行研究

保育実習指導に関する先行研究の多くは、養成校の保育実習指導の内容や学生の心情等の研究である。保育現場における保育実習指導についての先行研究はほとんどない。国立情報学研究所論文情報ナビゲーターCiNiiを用いてキーワード検索をしたところ、「保育実習、指導者」では11件であったが、幼稚園と日本語学校の研究だった2件を省き9件が抽出された(表1)。表1中で、保育実習指導者を育成するための「保育実習指導者講習会」に取り組んだ研究は1件であった。

「熊本における保育実習指導者講習会の試行的取組み：内容と課題」で、伊藤ら⁷⁾が、試行的な取り組みとして、保育実習指導者講習会の試行を試み、地域レベルでの質の向上を目指したことをまとめている。伊藤らは、看護臨地実習指導者講習会を参考にし、2時間全5回の保育実習指導者講習会を開催した。講師は、保育

現場に精通している養成校の専任教員並びに大学非常勤講師を兼務する保育園長らが務め、その後、参加者からの調査により、その有効性について検証している。その講習会の内容は次のとおりである。第1回「保育実習指導者の役割とは何か」と題し、保育実習指導における保育実習指導者の位置づけや求められる資質・力量について触れ、第2回「保育実習指導の原理」では、学生観や指導観など保育実習指導者が習得しておくべき実習指導の基本原則について学び、第3回「保育実習指導の実践について(方法、内容)」では、保育実習指導者として最低限踏まえておくべき「実習指導マニュアル」の内容(保育実習生の到達基準)と保育実習指導者が立案する「保育実習指導案(日案・週案)」の必要性とその内容について取得し、第4回「保育実習指導の実施(評価)」では、実習指導マニュアルをベースとした実習指導評価のあり方について学んでいる。さらに第5回「保育実習指導における「困難事例」の検討」では、園側から出された事例に基づきながら、保育実習指導が難しい保育実習生に対する支援のあり方について、というような内容となっている。同講習会の特徴は、①保育実習指導者の役割、資質・力量について、②対象・内容を保育所に特化している、③演習形式で、保育実習指導のマニュアル、指導案の作成に取り組んでいること等であると報告されている。

講習受講者からの意見や要望としては、8割以上から高評価を得ているが、一方で、受講時間が短時間や5回では形にならないこと、今後も講習を継続することなどの声があったことを受け、最後に、今後の課題として保育実習指導者の育成、保育者養成校の実習指導内容を保育所と共有すること、そして、実習日誌、実習評価表及び評価基準の統一化(ミニマムスタンダード化)の3点について指摘している。保育実習指導者の育成は、今も変わらず課題となっている。保育者

表1 キーワード「保育実習・指導者」で検索した論文【CiNiiによる検索2021.8現在】

発表年	タイトル	筆者	掲載誌
2007	保育士養成における保育実習の抜本的検討(1) 養成校と実習施設の連携を問う	岡本 和子	岡山県立大学短期大学部研究紀要(14), 49-62, 2007-03-31
2008	保育実習で体験した乳幼児の食の現状と栄養教育への取組	深井 康子	富山短期大学紀要 43, 165-174, 2008-03
2009	実習担当保育者の持つ実習生のイメージと実習生に期待する資質に関する検討	田爪 宏二・小泉 裕子	鎌倉女子大学紀要(16), 13-23, 2009-03-31
2013	実習施設と保育士養成校の協働による保育実習(保育所)の試み	澤津 まり子・村田 恵子	就実教育実践研究 6, 83-97, 2013
2015	保育者養成校における保育実習(施設)指導の在り方; 実習生・施設実習指導者・実習科目担当者の意識の差異に着目して	藤重 育子	高田短期大学介護・福祉研究([1]), 32-41, 2015-03
2015	熊本における保育実習指導者講習会の試行的取組み: 内容と課題	伊藤 良高・伊藤 美佳子・香崎 智郁代 [他]・宮崎 由紀子・桐原 誠・永野 典詞	熊本学園大学論集『総合科学』20(2), 1-12, 2015-03
2020	実習指導者が重視する保育実習生への励ましの言葉について	佐々木 典彰・島内 智秋・江苺川 淳子	東北女子短期大学紀要(58), 25-30, 2020-03-19
2020	保育実習を活用した園内研修の検討(1) 指導の実態と指導者の意識を中心に	金山 美和子・生田 恵津子・長谷川 孝子・高下 梓	保育文化研究(11), 17-30, 2020-09
2021	保育実習を活用した園内研修の検討(2) 実習指導者の負担感を中心に	長谷川 孝子・生田 恵津子・高下 梓・金山 美和子	保育文化研究(12), 63-76, 2021-03

養成校の保育実習指導内容を保育所と共有するという事は、実習要項等により保育現場に周知されている。また、養成校主催で実習懇談会というような保育現場との対話がなされる機会があるが、本来は、事前にこの懇談会が実施されることが、この課題の改善につながると考える。

ミニマムスタンダード化については、全国保育士養成協議会編集の「保育実習指導のミニマムスタンダード」⁸⁾が示されたことで、実習日誌、実習評価表及び評価基準の統一が図られている。しかし、保育現場でのミニマムスタンダードの活用は、どの程度推進されているのだろうか。保育実習指導に大きな差が生まれる要因の一つではないかと考えられる。

表1に該当している先行研究ではないが、次に挙げる研究にも注目したい。那須・竹内・山田・森田ら⁹⁾は、研究の多くが各養成校の実情に合わせた内容であり、スクールスタンダード的、あるいはローカルスタンダード的なものがほとんどであると述べている。さらに、保育所実習指導に関する「共有すべき」「一定の」「標準的な」内容が認識されていないままでは、これ以上の保育実習の深化や進化が期待できないことを指摘している。地域レベルでの取り組みや独自性といったことを否定されるべきものではないことにふれながら、国家資格である保育士資格を認定する養成校において、保育所実習指導の共有すべき、一定の、標準的な指導者育成の仕組みの構築が喫緊の課題であると言及している。「保育実習指導のミニマムスタンダード」の活用について、養成校側の共有についての取り組みが示され、保育実習における「共通語」については、養成校側と保育現場のコミュニケーションの促進を図る上で、有効であると述べている。しかしながら、保育現場でのミニマムスタンダードがどの程度周知され活用されているのか、またその効果については言及されていない。

2.2 保育実習実施基準の変遷

保育所保育実習指導に関する課題を探るために、これまでの保育所保育実習指導の歴史を明らかにする必要があると考えられた。

保育者養成の歴史を紐解いてみると、1878年2月、東京女子師範学校附属幼稚園に保育実習生3名を置き、その翌年6月に東京女子師範高等学校に幼稚園保母練習科を附設したことに始まる。阿部¹⁰⁾は、保育の場に参加し、子どもと直接に触れ合う「実習」は、最初から養成の要であったと述べている。

保育実習実施基準の始まりは、1962年であり、各都道府県知事・各指定都市の市長宛に通知された「保母養成所における保育実習の実施基準等について」¹¹⁾の

別紙として示された。保育実習の目的として、「保育実習は、その習得した教科全体の知識、技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用的能力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させることを目的とする。」とあり、半世紀以上も変わっていない。しかし、社会の変化や時代の流れとともに、必要な児童福祉法¹²⁾の制度改正がされ、それに伴い、保育実習実施基準の改正がなされている。保育実習実施基準の保育現場の実習指導が示されている内容についての変遷を整理してみる。表2では、大きく変化のあった1962年、2003年、2018年の保育実習施設への記載のある部分を抜粋し、まとめた。

先に述べたように、1962年に示された保育実習実施基準¹³⁾の構成は、第1保育実習の目的 第2履修の方法 第3実習施設の選定等 第4都道府県及び児童福祉施設等の協力義務 第5適用期日 となっている。その中で、実習施設における実習指導及び実習指導者に関する文言は、「第3実習施設の選定等 1実習施設の選定に当つては、実習の効果が指導者の能力に負うところが大きいことにかんがみ、とくに施設長、保母等の人的組織を通じて保育についての指導能力が充実している施設のうちから選定するように努めるものとする。また、児童福祉施設以外の施設においては、保母(保母養成施設を卒業した男子及び保母試験に合格した男子を含む)の資格を有する職員が直接入所者の指導に従事している施設を選定するものとする。なお、その施設の設備に比較的余裕のあること、実習生の交通条件等についても考慮を払うものとする。」「2保母養成所長は、教員のうちから実習指導者を定め実習に関する全般的な事項を担当させることとし、また実習施設においては、その長及び保母等のうちから実習指導者を定めるものとし、これらの実習指導者は相互に緊密な連絡を図り、保育実習の効果を十分発揮するように努めるものとする。」とあり、これらは、その後1970年に改正されたが、1991年には廃止されるまで変わっていない。当初から、「実習施設においては、その長及び保母等のうちから実習指導者を定めるものとし、これらの実習指導者は相互に緊密な連絡を図り」と示されるように、保育現場の実習指導者は、その施設の保育者であること、相互の連絡という表現ではあるが、連携や協働ということを示しているといえる。

1991年に改正された保育実習実施基準¹⁴⁾の新たな構成は、「第1保育実習の目的」「第2履修の方法」「第3実習施設の選定等」となり、これまでと大きく変わらず、「第3実習施設の選定等」の中の、実習施設における実習指導及び実習指導者に関する文言は、大きく変わっていない。

さらに、2001年の改正では、1991年に通知された保

育実習実施基準は廃止されたが、廃止の理由は、法改正により、保母から保育士へ、養護院から児童自立支援施設へ等の名称変更によるもので、その内容は大きく変わるものではなかった。

2003年には、2001年に示された保育実習実施基準は廃止され、現行の保育実習実施基準の基となるものが示された¹⁵⁾。その構成は、「第1保育実習の目的」「第2履修の方法」「第3実習施設の選定等」となっており、第3の5では「指定保育士養成施設の実習指導者は、実習期間中に、学生に指導した内容をその都度、記録すること。また、実習施設の実習指導者に対しては、毎日、実習の記録の確認及び指導内容を記述するよう依頼する等、実習を効果的に進められるよう配慮すること。」というように、実習施設の実習指導者に対して、「毎日、実習の記録の確認及び指導内容を記述す

るように依頼する」というように実習施設側に依頼するという形の指導方法として示された。しかし、これはあくまでも記録についての依頼であり、詳細な指導方法ではない。

その後、2018年の改正まで、2006年、2009年、2010年2012年、2013年、2015年と、児童福祉法の改正に伴い、一部改正された。2018年の改正は、2017年に保育所保育指針¹⁶⁾改定に伴うものであり、次のように示された。第2の5「指定保育士養成施設の所長は、毎学年度の始めに実習施設その他の関係者と協議を行い、その学年度の保育実習計画を策定するものとし、この計画において、全体の方針、実習の段階、内容、施設別の期間、時間数、学生の数、実習前後の学習に対する指導方法、実習の記録、評価の方法等を明らかにし、指定保育士養成施設と実習施設との間で共有するこ

表2 保育実習実施基準の変遷

	1962年	2003年	2018年
目的	保育実習は、その習得した教科全体の知識、技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用的能力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させることを目的とする。	保育実習は、その習得した教科全体の知識、技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用的能力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させることを目的とする。	保育実習は、その習得した教科全体の知識、技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用的能力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させることを目的とする。
保育実習実施基準 (本文抜粋)	<p>第2 履修の方法</p> <p>5 保母養成所長は、毎学年度の始めに実習施設その他の関係者と協議を行い、その学年度の保育実習計画を策定するものとし、この計画には、全体の方針、実習の段階、内容、施設別の期間、時間数、学生の数、実習前後の学習に対する指導方法、実習の記録、評価の方法等が明らかにされなければならないものとする。</p>	<p>第2 履修の方法</p> <p>5 指定保育士養成施設の所長は、毎学年度の始めに実習施設その他の関係者と協議を行い、その学年度の保育実習計画を策定するものとし、この計画には、全体の方針、実習の段階、内容、施設別の期間、時間数、学生の数、実習前後の学習に対する指導方法、実習の記録、評価の方法等が明らかにされなければならないものとする。</p>	<p>第2 履修の方法</p> <p>5 指定保育士養成施設の所長は、毎学年度の始めに実習施設その他の関係者と協議を行い、その学年度の保育実習計画を策定するものとし、この計画において、全体の方針、実習の段階、内容、施設別の期間、時間数、学生の数、実習前後の学習に対する指導方法、実習の記録、評価の方法等を明らかにし、指定保育士養成施設と実習施設との間で共有すること。</p>
	<p>第3 実習施設の選定等</p> <p>1 実習施設の選定に当たっては、実習の効果が指導者の能力に負うところが大きいことにかんがみ、とくに施設長、保母等の人的組織を通じて保育についての指導能力が充実している施設のうちから選定するように努めるものとする。また、児童福祉施設以外の施設においては、保母(保母養成施設を卒業した男子及び保母試験に合格した男子を含む。)の資格を有する職員が直接入所者の指導に従事している施設を選定するものとする。なお、その施設の設備に比較的余裕のあること、実習生の交通条件等についても考慮を払うものとする。</p> <p>2 保母養成所長は、教員のうちから実習指導者を定め実習に関する全般的な事項を担当させることとし、また実習施設においては、その長及び保母等のうちから実習指導者を定めるものとし、これらの実習指導者は相互に緊密な連絡を図り、保育実習の効果を十分発揮するように努めるものとする。</p>	<p>第3 実習施設の選定等</p> <p>1 指定保育士養成施設の所長は、実習施設の選定に当たっては、実習の効果が指導者の能力に負うところが大きいことから、特に施設長、保育士、その他の職員の人的組織を通じて保育についての指導能力が充実している施設のうちから選定するように努めるものとする。特に、保育所の選定に当たっては、乳児保育、障害児保育及び一時保育等の多様な保育サービスを実施しているところで総合的な実習を行うことが望ましいことから、この点に留意すること。また、居住型の実習施設を希望する実習生に対しては、実習施設の選定に際して、配慮を行うこと。</p> <p>3 指定保育士養成施設の所長は、教員のうちから実習指導者を定め、実習に関する全般的な事項を担当させることとし、また、実習施設においては、その長及び保育士のうちから実習指導者を定めるものとする。これらの実習指導者は、保育実習の目的を達成するため、指定保育士養成施設の実習指導者が中心となって相互に緊密な連絡をとるように努めるものとする。</p> <p>5 指定保育士養成施設の実習指導者は、実習期間中に、学生に指導した内容をその都度、記録すること。また、実習施設の実習指導者に対しては、毎日、実習の記録の確認及び指導内容を記述するよう依頼する等、実習を効果的に進められるよう配慮すること。</p>	<p>第3 実習施設の選定等</p> <p>1 指定保育士養成施設の所長は、実習施設の選定に当たっては、実習の効果が指導者の能力に負うところが大きいことから、特に施設長、保育士、その他の職員の人的組織を通じて保育についての指導能力が充実している施設のうちから選定するように努めるものとする。特に、保育所の選定に当たっては、乳児保育、障害児保育及び一時保育等の多様な保育サービスを実施しているところで総合的な実習を行うことが望ましいことから、この点に留意すること。また、居住型の実習施設を希望する実習生に対しては、実習施設の選定に際して、配慮を行うこと。</p> <p>3 指定保育士養成施設の所長は、教員のうちから実習指導者を定め、実習に関する全般的な事項を担当させ、当該実習指導者は、他の教員と連携して実習指導を一体的に行うこと。また、実習施設においては、主任保育士又はこれに準ずる者を実習指導者と定めること。</p> <p>4 保育実習の実施に当たっては、保育実習の目的を達成するため、指定保育士養成施設の主たる実習指導者のみに対応を委ねることのないよう、指定保育士養成施設の主たる実習指導者は、他の教員・実習施設の主たる実習指導者等とも緊密に連携し、また、実習施設の主たる実習指導者は、当該実習施設内の他の保育士等とも緊密に連携すること。</p>
改正の背景		平成13年に示された保育実習実施基準が廃止され、現行の実施基準のベースになった	2017年に保育所保育指針改定に伴い一部改正された

と」。第3の3「指定保育士養成施設の所長は、教員のうちから実習指導者を定め、実習に関する全般的な事項を担当させ、当該実習指導者は、他の教員と連携して実習指導を一体的に行うこと。また、実習施設においては、主任保育士又はこれに準ずる者を実習指導者と定めること。第3の4「保育実習の実施に当たっては、保育実習の目的を達成するため、指定保育士養成施設の主たる実習指導者のみに対応を委ねることのないよう、指定保育士養成施設の主たる実習指導者は、他の教員・実習施設の主たる実習指導者等とも緊密に連携し、また、実習施設の主たる実習指導者は、当該実習施設内の他の保育士等とも緊密に連携すること」¹⁷⁾というように、第2の5では、養成校側と保育現場とで、保育実習計画の内容を共有すること、第3の3では、保育現場の実習指導者が、主任保育士またはこれに準ずるもの、ということが明文化された。

このように、保育現場の実習指導者が限定され保育者としての一定の保育者としての資質を持った者が指導にあたることで、保育実習の質の向上を目指すことが示されたといえる。しかしながら、保育実習実施基準は、あくまでも指定保育士養成施設の指定及び運営の基準のうちであり、養成校側に示されたものである。保育実習を受け入れる保育現場の実習指導についての体制や指導方法が示されているものではない。

3 実習指導者としての位置づけ

3.1 実習指導者育成における多職種との比較の意義

先に述べた伊藤ら¹⁸⁾の先行研究には、看護師や社会福祉士との比較についても次のように述べている。保育士の近接領域の専門職である看護師・社会福祉士等の対人援助専門職のそれと比較するとき、より一層明白になってくる。看護教育では卒業時の到達目標が明確化されていることと、卒業後のキャリア開発が組織的に行われていること、さらには、看護領域におけるキャリア開発は一步先に進んでいる印象を受けるとし、特に、医療機関・施設が個々のキャリア開発を組織としてどのように支援していくかという取り組みが実践的になされていると述べている。そこで、なぜ、看護師、介護福祉士、社会福祉士は、同じ対人援助専門職であり、実習指導者の育成が講習という形で実施され、実習指導者としての位置づけが確立されていることについて、各講習会の位置づけと内容を比較し、保育者の実習指導体制の整備について考える。

3.2 看護師実習指導者講習会の位置づけと内容

表3は、看護実習指導者講習会の内容等を筆者がまとめたものである。看護師実習指導者については、看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン¹⁹⁾が示

されており、冒頭に「保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の運営に関する指導については、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)、保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号。以下「施行令」という。)及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。)に定めるもののほか、このガイドラインに定めるところによる。」とあり、ガイドラインには実習施設等に関する事項が示されている中に、次のように明示されている。「第8 実習施設等に関する事項 1 実習指導者 実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として厚生労働省若しくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものが実施した研修を受けた者であること。」とあるように、同ガイドラインにより、実習指導者講習会²⁰⁾が位置づけられている。同講習会は、各都道府県で主催されており、例えば、愛知県の講習会の概要をみると、目的として「看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるように必要な知識・技術を修得させることを目的とする。」とし、受講資格についても「看護師等養成所の実習施設で実習指導者の任にある

表3 看護実習指導者講習の時間数と科目内容

区分	時間数	科目	内容
教育及び看護に関する科目	15	教育原理	教育の本質の基本知識、概念及び必要な理論を学ぶ
	15	教育心理	人間の発達と学習過程における心理的特徴についての基本知識及び必要な理論を学ぶ
	15	教育方法	教育方法の基本知識および必要な理論を学ぶ
	15	教育評価	教育評価の基本知識及び必要な理論を学ぶ
	18	看護論*看護技術論	看護の考え方を多角的に学び、看護についての視野を広げる
	30	看護教育課程 実習指導計画 看護過程の展開	看護教育課程の概要を理解し、臨地実習の位置づけを学ぶ 実習計画の基本を学ぶ 事例を通して看護過程の展開を学ぶ
実習指導に関する科目	15	実習指導概論	実習指導の基本と実習指導者の在り方について理解する
	15	実習指導の評価	実習における評価の意義や方法を理解する
	60	実習指導の実際	各専門領域の実習指導の展開を学ぶ
その他	9	人間関係論	円滑な人間関係成立のための知識を学ぶ
	8	コーチング	看護基礎教育に活用できる教育方法や技術を学ぶ
	6	看護のキャリア形成	看護職としてのやりがい、生きがいを持って働き続けるために、自己のキャリアを主体的に考える方法を学ぶ
	6	看護倫理	看護実践における倫理的諸問題を学ぶ
	3	看護と経済	看護経済について学び、看護をとらえる視野を広げる
	3	看護の動向	医療、看護の現状と方向性を知る
フォローアップ研修	6	グループワーク等	講習受講後、経験した実習指導を振り返り、新たな気づきを得る
合計	239		

出典令和3年度愛知県臨地実習指導者講習会実施要示に示された額科目及び科目の内容より抜粋して表を作成

者又は将来これらの施設の実習指導者となる予定の者で、次の条件のいずれも満たしている者 (1) 保健師、助産師又は看護師の業務経験が5年以上ある者 (2) 原則として45歳未満の者 (3) A 県内の病院等に勤務し、施設長の推薦のある者」とある。内容は、教育及び看護に関する科目として、教育の本質の基本知識、概念及び必要な理論から教育評価の基本知識及び必要な理論まで、さらに、看護の考え方を多角的に学び、看護についての視野を広げること、実習指導計画の基本を学ぶことが盛り込まれている。

続いて、実習指導に関する科目では、実習指導の実際と題して、実習指導の基本と実習指導者のあり方について理解し、実習指導案の作成、実習指導の展開と評価について演習を通して学んでいる。この内容が60時間と最も時間を費やしている。さらに、その他として、人間関係論で、円滑な人間関係成立のための知識を学び、コーチングでは、看護基礎教育に活用できる教育方法や技術を習得し、看護職のキャリア形成では、看護職としてやりがい・生きがいを持って働き続けるために、自己のキャリアを主体的に考える方法に触れている。その他に、看護と倫理、看護と経済、看護の動向等については、看護を取り巻く様々な視点から多角的に知識を得ている。講習後、フォローアップ研修を含み239時間の講習内容である。看護界では、文部科学省において、大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会²¹⁾が開催され、養成課程についての検討もなされている。さらに、厚生労働省において、看護基礎教育検討会²²⁾で共有し、よりよい看護教育に向けて、協働的、組織的に行われている。その中でも、実習に関する議論は多く、指導者育成の課題も検討されており、具体的な取り組みがなされている。

3.3 介護福祉士実習指導者講習会の位置づけと内容

表4は、介護実習指導者講習会の内容等を筆者がまとめたものである。1987年に制定された社会福祉士及び介護福祉士法²³⁾は、介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応し、人材の確保・資質の向上を図ることを目的とし、2007年に大幅改正された。2009年度から実習施設での実習指導者となる者には「介護福祉士実習指導者講習会」²⁴⁾の受講が義務づけられた。実習は、介護現場における実践を通じて学習した知識及び技能の確認を行うとともに、利用者やその家族との関わりを通じて対人援助におけるコミュニケーションを学べる貴重な場であり、また、実際に介護の現場に参画することで、多職種協働の在り方を学ぶことができるなど、介護福祉士の養成課程²⁵⁾において非常に重要な要素となっている。厚生労働省主催の『「介護福祉士養成課程における教育内容の見直し」について』²⁵⁾の中で、

表4 介護福祉士実習指導者講習の時間数と科目内容

科目名	時間数	内 容
介護の基本	2	○ 介護福祉士が働く場で必要とされる法や制度の動向を理解する ・社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、障害者自立支援法等の関係法制度 ・介護福祉士としての職業倫理
実習指導の理論と実際	2	○ 実習指導の基本と実習指導者のあり方等について理解する ・実習の意義と目的 ・教育者としての実習指導者の役割 ・介護実習の目標 ・介護福祉士養成校との連携
	3	・養成校と実習施設の連携を図るための実習懇談会 ロールプレイ等
介護過程の理論と指導方法	2	○ 介護過程の意義と目的を理解する ○ 介護過程の理論と指導方法 ・アセスメント ・課題の明確化 ・介護計画の立案 ・介護の実施 ・評価と修正 ・利用者個々の状態・状況に応じた介護過程の展開 (自立支援・生活支援の視点で) ○ 介護過程における計画の作成と指導方法を理解する ・実習生にとって効果的な学習方法
	4	・事例から介護過程を展開する ・実習生に対する介護過程の指導方法に関する演習
スーパービジョンの意義と活用及び学生理解	1	○ 実習におけるスーパービジョンの意義と目的を理解する ・スーパービジョンの活用方法 ・実習生に対するスーパービジョン
	6	○ 事例を通して学生理解及び指導方法について学ぶ ・スーパービジョンの実施方法 ・受講生の実習指導場面の事例及びそれに対する指導方法に関するグループワーク
実習指導の方法と展開	1	○ 指導計画の作成と指導方法を理解する ・介護実習指導計画の作成と指導目標 ・実習記録の書き方と指導方法 ・カンファレンスの持ち方、評価方法等
	2	・実習記録の指導に関するロールプレイ ・模擬カンファレンス
実習指導における課題への対応	1.5	○ 専門職に求められる倫理、資質、能力等を理解する ・教員・実習指導者に求められる資質、能力
実習指導者に対する期待	1	○ 実習指導における自職場の課題への対応方法について理解する ・実習生受け入れ、実習指導に伴う自施設の課題と対処方法 ○ 介護福祉士のキャリアアップと生涯研修制度を理解する ・職員の就労意欲の向上、専門職としてのキャリアデザイン ・生涯研修制度と自己教育力 ・実習生の学習意欲の向上への結びつけ ○ 自職場における実習受け入れ効果の活用を理解する ・ケアの質の向上、業務改善への結びつけ ・介護に関する研究成果の活用と進展について
合計	25	

出典：介護福祉士実習指導者講習会実施要領に示された講習内容より抜粋し、作成

介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けての取り組みが示された。その一つとして、介護福祉士養成課程の「介護実習」を指導する社会福祉施設等の実習指導者に対して必要な専門的知識及び教育方法を習得させるために改正された介護福祉士実習指導者講習会実施要領²⁶⁾に基づき、実習指導者に対し受講を義務づけ、実施している。受講資格は、介護福祉士の資格を有する者又は介護職員として3年以上の実務経験を有する者となっている。講習内容は、表4にあるように、介護の基本で、関係法令や職業倫理を学び、実習指導の理論と実際では、実習指導の基本と実習指導者としての在り方や教育者としての実習指導者の役割等を習得し、介護過程の理論と指導方法では、介護過程の理論と指導方法を理解し、スーパービジョンの意義と活用及び学生理解では、事例を通して学生理解及び指導方法について学んでいる。さらに、実習指導の方法と展開では、指導計画の作成と指導方法を理解し、実習指導における課題への対応では、教員・実習指導者に求められる資質、能力について触れている。実習指導者に対する期待では、介護福祉士のキャリアアップと生涯研修制度について理解し、自身の専門職としてのキャリアデザインを描くことで、介護福祉士としての経験と知識を持ち合わせていることを自覚し、さらに実習指導という役割への意欲を持つことを認識できる機会となっている。

スーパービジョンとは、カウンセリング、ソーシャルワーク等の現場で用いられている助言や指導の方法で、介護現場におけるスーパービジョンとは、スーパーバイザーと呼ばれる実習生等のサポートが必要な職員が、スーパーバイザーと呼ばれる指導者に意見を求めること、サポートやアドバイスを受けることである。介護福祉士としての資質に、このスーパービジョンに力を入れることで、実習生に寄り添った指導ができるような内容になっていると考えられる。講習時間を見ても、スーパービジョンの実施方法に多くの時間を費やしている。

3.4 社会福祉士実習指導者講習会の位置づけと内容

表5は、社会福祉士実習指導講習会の内容等を筆者がまとめたものである。社会福祉実習指導者の位置づけは、「社会福祉士及び介護福祉士法」²⁷⁾の改正により、社会福祉士養成課程²⁸⁾が改訂され、2009年より、相談援助実習を行う実習指導者の要件として、実習指導者を養成するための講習会の受講が義務付けられた。2013年には、一般社団法人日本社会福祉士養成校協会による実習教育委員会が相談援助実習・実習指導ガイドラインおよび評価表²⁹⁾が示された。策定の目的として、次のように述べられている。「2007年の社会福祉

表5 社会福祉士実習指導者講習の時間数と科目内容

科目名	時間数	内 容
実習指導概論	2	1. 社会福祉士の意義と役割 2. 実習の制度上の枠組みと意義 3. ソーシャルワーク実践と実習プログラム 4. 個人情報保護と実習での対応 5. 実習指導における専門職の役割
実習マネジメント論	2	1. 実習マネジメントの意義と対象 2. 施設・機関内における実習マネジメント 3. 施設・機関外における実習マネジメント 4. 実習におけるリスクマネジメント 5. 実習マネジメントの実際
実習プログラミン グ論	3	1. 実習プログラムの考え方 2. 実習プログラミングの方法 3. 実習の展開方法 4. 実習プログラム構築の具体例
実習スーパービ ジョン論	2	1. 「スーパービジョン」の基礎理解 2. 実習スーパービジョンの特質 3. 実習プログラムと実習スーパービジョンの展開 4. 実習スーパービジョンの実際
	5	実習におけるスーパービジョンの展開方法
合計	14	

出典：社会福祉士実習指導者講習会実施要領に示された講習内容より抜粋し作成

士及び介護福祉士法改正により、ソーシャルワーク実践力を有する社会福祉士養成（卒業時到達点）が養成教育の大目標として設定された。卒業時点での獲得すべき実践力とは、社会保障審議会福祉部会報告「社会福祉士に求められる役割」（2006年）に示される、「臨床の実践力（相談・援助・解決～自ら支援する力量）」、「調整・連携力（連携して自立を支援する力量）」、「地域福祉増進力（社会資源を開発し繋げる力量）」である。これを受け、養成教育の標準化、とりわけ実習教育の標準化に向けて、本協会では「社会福祉士養成にかかる社会福祉援助技術関連科目の教育内容及び教員研修プログラムの構築に関する事業」（独立行政法人福祉医療機構助成事業 2007年）において「相談援助実習・実習指導ガイドライン（案）」を作成した。このガイドラインを基点として『相談援助実習指導・現場実習教員テキスト』が編纂され、社会福祉士実習講習会プログラム開発が行われる。」とあり、養成における実習教育を重視した結果、実習指導者の育成が構築されている。また、社会福祉士養成課程³⁰⁾にも、「相談援助実習指導」という科目があり、養成の段階で、指導者としてのスキルを学ぶ機会が設けられている。社会福祉士実習指導者講習会の内容は、次のとおりである。実習指導概論では、社会福祉士の意義と役割や実習指導における専門職の役割に触れ、実習マネジメント論では、施設内外における実習マネジメントを学び、

実習プログラミング論では、実習のプログラミングとその方法を取得し、さらに、実習スーパービジョン論では、実習におけるスーパービジョンの展開について受講時間の約半分を費やし学んでいる。介護福祉士以上に、社会福祉士は、スーパービジョンに力を入れていることが分かる。社会福祉士の重要な役割である相談支援という業務上にも通ずる、このスーパービジョンを十分に理解することが、実習生理解にも依拠するといえる。

3.5 保育実習指導者研修会の位置づけと内容

保育実習指導者研修³¹⁾は、平成28年度から子ども・子育て支援体制整備総合推進事業³²⁾のうちの、保育士の資質向上と保育士確保に向けた取り組みとして研修体制を構築した中に位置づけられている。事業要綱には、「保育実習指導者に対する講習事業として、保育実習指導者を対象とし、より効果的な保育実習の実施方法を習得するため、以下に掲げる内容に関する講習を行うこと。なお、講習の実施に当たっては講義による実践的な事例の提示を行うほか、ワークショップ等を含めた構成にするなど、講習が効果的な内容となるよう、工夫すること。ア 保育実習における学生への指導 イ 保育実習計画の策定 ウ 実習施設と指定保育士養成施設が連携して取り組むべき事項等、保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、保育の質の向上を図るための研修等の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。」とあるように、様々な子育て支援対策事業の一部であり、そもその視点が、子育て支援対策となっている。厚生労働省より委託を受けた団体が実施している平成30年度実習指導者研修実施要領³³⁾に挙げられている研修の対象者は、保育士資格を持っているものと示されているが、保育所等において、保育実習の実習指導を行う管理者・指導者・保育者（予定を含む）となっており、具体的なキャリアとしては求められていない。実習指導者研修の内容は、表6に示したように、保育実習の社会的役割として、保育者養成に求められることや保育実習の諸問題に触れ、保育士の養成と保育実習では、保育実習の目的や保育実習実施基準について学び、保育実習指導の基本として、指導内容と方法に触れ、保育現場における実習指導の実践では、事例を基にパネルディスカッションを行っており、時間は2日間で、15時間となっている。

4 総合考察

4.1 保育現場における保育実習指導の課題

保育所実習指導において、保育実習実施基準を俯瞰

表6 保育実習指導者研修の時間数と科目内容

科目名	時間数	内 容
保育実習の社会的役割	3	・保育者養成に求められること ・保育実習をめぐる諸課題
保育士の養成と保育実習	3	・実習生の実態を踏まえた実習について ・保育実習の目的と保育実習実施基準について ・養成校との連携について
保育実習指導の基本	3	・実習生の受け入れ体制について ・保育所実習指導の内容と指導法（記録・評価・指導等）
保育現場における実習指導の意義	3	・効果的な保育所実習指導の事例
保育実習指導の実践	3	・保育実習及び実習指導の実践 ・養成校と保育所等の協働による実習生と職員の資質向上について
合計	15	

出典：平成30年度保育実習指導者研修会実施要領に示された研修プログラム及びタイムスケジュールより抜粋して作成

してみると、保育者を養成する上で、実習は要となっているにもかかわらず、現場における保育実習指導については、大きく触れられてこなかったことが分かった。保育実習実施基準では、策定された当時から、養成側と保育現場と相互に緊密な連絡を図り、保育実習の効果を発揮するように努めるものとする、とあるが、2018年の改正では、保育現場側の実習指導者を主任またはこれに準ずるものというように指導者にふさわしい人材として定められ、養成側の実習指導者と他の教員、他の職員と総括的に連携することが明示された。しかしながら、養成側と保育現場の連携は、保育者養成校側にとって、今もなお課題となっている。また、保育実習は、保育者養成課程の科目であることは当然のことだが、保育現場に、養成校とともに協働的に養成しようという意識が希薄なのではないのだろうか。保育現場は、人材確保に必死であり、保育実習を採用目線で受け入れていないか。保育現場の実習指導への意識改革の必要性も課題といえる。また、養成校側には、多種多様な保育現場側に実習そのものを委ねているような感覚はないのだろうか。対人援助職である看護師、介護福祉士、社会福祉士との比較から2つの点において相違点が明らかになった。

4.2 他職種との比較から見た実習指導者育成の体制

3つの職種との比較からの相違点の1つには、指導者としての位置づけの明確性である。看護師の場合、法に基づき、実習指導者が何をすべきなのかの役割をガイドラインに示されている。介護福祉士と社会福祉士両者も、法の改正に伴い、同養成課程が改訂され、

その際、実習指導者の育成に職能団体と養成側と共に、ガイドラインの整備がなされ、実習に重きを置き、標準化に向けた策としての取り組みがなされている。比較した3つの職種は、いずれも養成課程、もしくは養成課程に基づいたガイドラインの中に現場における実習指導が明確に示されている。保育現場への実習指導に関しては、保育実習実施基準に触れられているものの、他に明示されているものはない。保育実施基準は、養成校側に示されるものであり、保育現場あるいは、保育実習指導者に直接的に示されているものではないことが、比較した3つの職種との大きな相違点であるといえる。保育現場における保育実習指導者の位置づけが明確になることで、保育者としてのキャリアパスの構築にも結び付き、さらには、これまで、どこもなく遠慮がちだった養成校との本当の意味での協働にも大きな変化が生まれるのではないかと考える。阿部³⁴⁾は、実習指導の在り方に関する課題として、一人一人の学生の専門性の育ちとつながるような指導体制の確立と実習を核とした各科目間のスコープとシークエンスという効果的な養成課程の開発の必要性を説いている。保育実習指導の標準化を目指すためには、養成課程に基づいた保育現場における保育実習指導の体制の確立が重要課題である。

4.3 実習指導者としてのキャリアデザインを描く

もう一つには、3つの職種の実習指導者講習には、実習指導者としてのキャリアを意識する内容が講習内容に位置づけられている点である。保育者は、専門職として、必要な知識と技術を身につけるためにために園内外の研修や自己評価等の実施に努めること、さらには保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならないことが保育所保育指針第5章に示されている³⁵⁾。保育者は、保育者である自身の成長を見据え、将来を描くことができているのだろうか。比較した3つの職種には、実習指導者講習の中で、実習指導者として育成することで、その先の自分のスーパービジョンを意識化し、専門職としてのキャリアデザインを描く機会があることである。残念ながら、保育実習指導者の講習会は義務づけられていないため、現在では、研修という形で実施されている保育実習指導者研修は、受けたい者が受けられる。一方で、比較した3つの職種は、講習を受けるために経験年数を問われることで、自身のキャリアを認識でき、受講後には、指導者として認められるため、そこに、専門職としてのキャリアアップの意識が生まれる。さらに、看護師に関しては、約240時間という時間を費やすため、専門職の指導者と

しての役割の重要性も感じるだろう。さらに、看護師の講習内容では、人間関係論やコーチングを学ぶ機会があり、介護福祉士と社会福祉士の講習内容には、学理解をロールプレイや模擬カンファレンス等を通して学ぶ機会や実習のマネジメント力を身につける機会がある。これらは、専門職としての自覚をもち、人を育てるという意識と責任を持って、実習指導にあたる人材としての指導者教育が求められている。保育実習指導を現職教育としての位置づけすることと、根拠のある実習指導者を育てる体制を確立することで、専門職としての保育者であることにやりがいと意欲を持つことができ、保育者の質の向上にも寄与すると考える。

引用文献

- 1) 厚生労働省 (2018) 指定保育士養成施設の指定及び運営の基準についての一部改正について.
- 2) 厚生労働省 (2017) 保育士養成課程等検討会.
- 3) 増田まゆみ (2010) 保育実習指導と保育士のキャリアアップ. 平成22年度財団法人こども未来財団 児童関連サービス調査研究等事業報告書.
- 4) 厚生労働省 (2015) 子ども・子育て支援新制度.
- 5) 厚生労働省 (2020) 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会.
- 6) 厚生労働省 (2020) 保育の現場・職業の魅力向上に関する報告書.
- 7) 伊藤良高・伊藤美佳子・香崎智郁代・宮崎由紀子・桐原誠・永野典詞 (2015) 熊本における保育実習指導者講習会の試行的取組み—内容と課題—. 熊本学園大学論集, 20 (2) .7-10.
- 8) 全国保育士養成協議会編 (2007) 保育実習指導のミニマムスタンダード 現場と養成校が協働して保育士を育てる, 北大路書房.
- 9) 那須信樹・竹内理恵・山田朋子・森田真紀子 (2009) 「保育実習指導のミニマムスタンダード」の新展開に向けた課題の検討—学生の実習評価の分析を中心に—中村学園大学短期大学部研究紀要, 41. 107-114.
- 10) 阿部和子 (2016) 保育学講座4 保育者を生きる 専門性と養成 第12章 実習—保育者養成の現状とこれから3, 日本保育学会編. 241.
- 11) 厚生労働省 (1962) 保母養成所における保育実習の実施基準等について.
- 12) 厚生労働省 (1947) 児童福祉法.
- 13) 厚生労働省 (1965) 指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について.
- 14) 厚生労働省 (1991) 指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について.
- 15) 厚生労働省 (2003) 指定保育士養成施設の指定及

び運営の基準について.

- 16)厚生労働省 (2017) 保育所保育指針.
- 17)厚生労働省 (2018) 指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について.
- 18)前載. 3-7.
- 19)厚生労働省 (2005) 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン.
- 20)看護研修センター (2021) 令和3年度愛知県臨地実習指導者講習会実施要領.
- 21)文部科学省 (2019) 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会.
- 22)厚生労働省 (2020) 看護基礎教育検討会.
- 23)厚生労働省 (1987) 社会福祉士及び介護福祉士法.
- 24)厚生労働省 (2008) 社会福祉士実習指導者講習会及び介護福祉士実習指導者講習会の実施について.
- 25)厚生労働省 (2018) 『「介護福祉士養成課程における教育内容の見直し」について』.
- 26)厚生労働省 (2008) 介護福祉士実習指導者実施要領.
- 27)厚生労働省 (2008) 社会福祉士及び介護福祉士法.
- 28)厚生労働省 (2009) 介護福祉士養成課程.
- 29)一般社団法人日本社会福祉士養成校協会 (2013) 相談援助実習・実習指導ガイドラインおよび評価表.
- 30)前載 28)
- 31)日本保育協会 (2018) 平成30年度保育実習指導者研修会実施要領. 2.
- 32)厚生労働省 (2016) 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業.
- 33)前載 29) 2.
- 34)前載 10) 261.
- 35)厚生労働省 (2018) 保育所保育指針.